

物価高対応子育て応援手当の支給に係る対応について

1 趣旨

国において、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のかどもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校生年代までのこども1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）」を市町村が支給することが決定されました。

これを受け、本市としては当該事業を早急に実施します。

2 事業の概要

(1) 支給対象者

ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の受給者

イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者

ウ アの受給者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった者（ただし、アの受給者の配偶者がアの受給者から既に本手当を受け取っている場合、又は本手当が既にこどものために費消されている場合を除く。）

(2) 支給対象者数

約11万4千人（対象児童数：約18万9千人）

(3) 支給額

児童1人当たり2万円

(4) 支給時期

令和8年2月中旬以降、順次支給予定

3 事業費

38億6,989万円（全額国庫負担）

4 今後の予定

令和7年12月下旬 支給通知の作成事務着手

令和8年1月下旬 支給通知の発送等

2月中旬以降 本手当の支給開始

＜参考＞

支給対象者	申請要否	支給予定期（令和8年）
ア 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については同年10月分）の児童手当の受給者	一般※1	不要
	公務員※2	要
イ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童にかかる児童手当の受給者	一般※1	不要
	公務員※2	要
ウ アの受給者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった者※3	一般 ・ 公務員	要

※1 ア及びイの「一般」については、本市が児童手当を支給しており、児童手当支給情報等を活用することができるため、申請は不要である（プッシュ型支給）。

※2 ア及びイの「公務員」については、勤務先が児童手当を支給しており、本市は児童手当支給情報等を把握していないため、申請が必要である。

※3 異婚等により新たに児童手当の受給者となった者については、一般・公務員の区別にかかわらず申請が必要である。